

2011年 9月27日

郵産労 交 第6号

郵便事業株式会社

代表取締役社長

鍋倉 眞一 殿

郵政産業労働組合

中央執行委員長 廣岡 元穂

2011年度年末年始業務運行に関する要求書

2011年度年末年始繁忙は、東日本大震災・福島原発事故の災害が発生し、郵政三事業の果たすユニバーサル・サービスの役割が重要であることが明らかになりました。さらに、宅配統合による経営判断の誤りによって「大赤字」を生みだし、そのツケを労働者に押しつけた経営責任が問われる中で向かえます。このような状況の中、いかに安定的な業務運行及び、社員の労働条件・モチベーションの確保をしていくか重要な年末繁忙期と位置付けられます。したがって以下の要求書を提出します。早急に回答と交渉の場を求めるものです。

記

- 1 今年度の年末年始繁忙は、郵便事業への国民・利用者の関心はかつてなく高くなっています。2011年度の年賀は販売方針を明らかにするとともに、特徴・位置付け等について見解を示すこと
- 2 年末年始繁忙の現場段階における労使の意思疎通については極めて重要です。12月になっても「意思疎通の場がもたれない」「具体的な計画内容が示されない」「要求に対する回答がされない」など、問題対応が職場で続出しています。誠意をもった対応と十分な協議が行なわれようとして指導を徹底すること
- 3 昨年度から実施した「総人件費の計画による推進管理」についての総括を明らかにすること。また、安定的な業務運行を確保するため要員計画・人件費計画を行なうように十分な配慮すること
- 4 2012年度用年賀葉書の販売に関して
 - (1) 総発行予定枚数は昨年度と同数の38億2千万枚が計画をされていますが、その根拠を明らかにすること。また、東日本大震災などにより販売枚数減が予想されます。見解を明らかにすること
 - (2) 東日本大震災の影響により東北支社管内での年賀販売は、様相が様変わりするものと予想されます。具体的な分析及び対策を明らかにすること

- (3) 年賀はがきの種類ごとの枚数を明らかにし、今年度目標の具体的根拠を明らかにすること。
また、支社別の目標についても根拠を明らかにすること
- (4) 大口・中小業者及び個人の動向と意識について、会社としての見解を明らかにすること。
また、その状況や動向に即した具体的な対応策とそれによる販売増の見込みについて明らかにすること
- (5) 年賀葉書販売では、成績優秀者に対して海外旅行やギフトカタログ商品進呈等の報奨が行なわれてきました。報奨は一部の社員であり全体のモチベーションが上がる施策として見直すこと
- (6) 「販売促進資金」について、昨年度の評価を明らかにすること。また、営業をスムーズに行うためにも一般社員についても拡大適用を行うこと
- (7) 郵便内務や深夜労働に従事する社員の営業については、昨年度の回答によれば「チーム内作業の工夫により営業時間の生み出し」となっていました。これは、現実の実態を無視したものです。昨年の総括を明らかにすることの
- (8) 勤務時間外の社員による勧誘や販売活動は、「超過勤務」の支給対象であると考えます。本人からの請求行為も時間外労働として認める判断基準に加えること。また、郵送等費用負担については会社持ち出しとすること
- (9) 年賀葉書が、販売初日からディスカウントショップ等で売り出されている状況は、一向に改善されていません。会社としての改善策と見解を明らかにすること
- (10) 郵便窓口時間終了後の時間外窓口での販売は要員配置が少なく労働強化となっています。郵便事故を防ぐためにも十分な要員配置を行なうこと。また販売強要を臭わせる言動があとを絶ちません。管理者への指導を徹底すること
- (11) 年賀タウンメールのこの間の実績について明らかにすること。また、今年度の販売目標数について明らかにすること
- (12) 支店周辺での営業活動は、郵便局前で行うなど、非効率・非常識なやり方が改善されていません。抜本的に改めること。また、通常業務に支障がおきない営業活動とすること

5 ゆうパック事業に関して

- (1) 昨年度の年末年始繁忙期の総括を明らかにすること
- (2) 年末年始繁忙期の予想物数の根拠を明らかにすること
- (3) 8月のターミナル廃止後の業務運行と施設状況について明らかにすること
- (4) 要員計画を明らかにし不足のないように確保すること
- (5) 施設内のレイアウトについては現場の意見を聞き行うこと
- (6) 十分な訓練時間とその計画を明らかにすること

6 利用者・国民の関心が集まる年末年始繁忙期におけるコンプライアンスの厳守は重要です。過去におけるコンプライアンス違反の事例内容と件数を内・外別に明らかにすること。また、具体的対応策を明らかにすること

7 年賀郵便については、特別扱いの趣旨に沿った扱いとすること。なお、元旦持ち出しは12月28日引き受けとし、12月30日配達支店到着分までとすること

- 8 1月2日は休配とすること。なお、2日から5日の間で1日の休みも取れない実態があります。抜本改善すること
- 9 ロールパレット、パレットケース、メールケース等不足が毎年生じており、依然として改善されていません。不足がないように抜本的な対策を講じること。なお、鉄製のロールパレット・レンタルパレットは事故が続出しています。総括及び安全対策を明らかにすること
- 10 中継・拠点としての統括店などでは、違則郵便物の到着処理で大変なムダが起きています。こうした事態は、作業時間の重複や労働強化となっており、早急な改善が必要です。差立支店に対し、違則根絶に向けた指導を徹底すること
- 11 年間の交通事故件数と特徴を明らかにすること。とりわけ年末年始繁忙期における交通事故対策について明らかにすること。現行処分基準は重すぎます。改善すること。また、寒冷地における体制は万全を期すること
- 12 「新夜勤」「深夜勤」における時間外労働は労働者の健康維持のため原則禁止とすること
- 13 2010年度の犯罪について件数を明らかにし、その傾向・分析を示すこと。なお、年末年始における防犯対策は万全を期すること。また、非正規社員に対する採用時の訓練、教育を徹底して行い、防犯上及び事故防止の指導徹底を行うこと
- 14 年末年始の労働安全衛生と、社員の健康保持のための医療体制には万全を期し安全対策を明らかにすること。また、以下の点について明らかにすること
 - (1) AED（自動体外式除細動器）の支店への配備状況と総括を明らかにし今後の配備計画についても明らかにすること
 - (2) 産業医による定期的な職場巡回を行い夜間についても巡回を実施すること
- 15 年末年始繁忙期間中は、長時間労働などに晒されるなど特殊な期間となります。社員の健康維持に対し、会社として十分な配慮が必要です。疲労回復を図るため浴槽の使用を認めること
- 16 年末年始繁忙期における休息時間の特例については最繁忙期間であることを考慮して従来の休息時間の特例を適用し実施すること。なお、時間外労働で1時間ごとに10分ずつ休息時間をその勤務の途中に設けること
- 17 年末年始勤務手当について以下のとおり改善を図ること
 - (1) 手当支給の期間拡大を図ること
 - (2) 深夜勤の「解放・非番日」についても特例として支給対象とすること。
 - (3) 現行の支給額については以下の通りとすること
 - 12月29日～31日については1日につき5,000円
 - 1月1日～3日については1日につき7,000円

(4) 期間雇用社員についても1時間につき500円を支給すること

- 18 給与制度における郵便内務業務支援手当の「計画担当者の年繁対策の取組み」の支給状況及び支給額について調査し、年度別に明らかにすること
- 19 年末年始特別休暇中の指定表の作成にあたっては、1月2日及び3日は非番日・週休日を指定しないこと

以 上